五　［略］

六　第一種廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　第一種廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。

(3)～(5)　略

ハ　その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

［七～十一　略］

十二　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三　第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

［十四・十五　略］

十六　第一種廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七　第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

［十八・十九　略］

二十　その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項

2　法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［一・二　略］

三　第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

［四～六　略］

七　閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　第一種廃棄物埋設施設の構造及び性能に関すること。

(3)～(6)　略

ハ　その他第一種廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

［八～十二　略］

十三　第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

十四　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

［十五・十六　略］

十七　第一種廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

五　［同上］

六　廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)　［同上］

(2)　廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。

(3)～(5)　同上

ハ　その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

［七～十一　同上］

十二　廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三　廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

［十四・十五　同上］

十六　廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七　廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

［十八・十九　同上］

二十　その他廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項

2　法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［一・二　同上］

三　廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

［四～六　同上］

七　閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)　［同上］

(2)　廃棄物埋設施設の構造及び性能に関すること。

(3)～(6)　同上

ハ　その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

［八～十二　同上］

十三　廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

十四　廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

［十五・十六　同上］

十七　廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。